

平成16年度第4四半期宮城県警察定期監査の状況

1 実施機関

平成16年度第4四半期における県警察の定期監査は、仙台東警察署、築館警察署、登米警察署、巨理警察署、小牛田警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、泉警察署、大和警察署、角田警察署及び白石警察署について、財務監査を中心に実施した。

2 犯罪捜査報償費に関する支出関係証拠書類の状況

捜査員への交付及び精算に係る支出関係証拠書類と、捜査員の勤務関係書類を調査・確認したところ、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されていた。物品等の購入や飲食店での飲食などに支出した場合には、領収書又はレシートが添付されていたが、捜査協力者や情報提供者に対する謝礼として現金を支払ったものについては領収書がほとんど徴されておらず、手引きに基づきその理由を署長が確認していた。また、これらの支払精算書等では、捜査協力者や情報提供者の氏名など一部事項については、マスキング（非開示）されていた。

（注）支出関係証拠書類：現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、
支払伝票、領収書等

勤務関係書類：勤務整理簿、旅行命令票、運転日誌等

3 捜査員からの聞き取り調査

（1）実施した機関

定期監査を実施した仙台東警察署、築館警察署、登米警察署、巨理警察署、小牛田警察署、仙台南警察署、仙台北警察署、泉警察署、大和警察署、角田警察署及び白石警察署で、捜査員からの聞き取り調査を行った。

仙台東警察署（1月13日 午前）

・聞き取りした捜査員 3名（刑事課2名、生活安全課1名）

築館警察署（1月13日 午前）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課1名、生活安全課1名）

登米警察署（1月13日 午後）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課1名、生活安全課1名）

巨理警察署（1月13日 午後）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課1名、生活安全課1名）

小牛田警察署（1月19日 午前）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課2名）

仙台南警察署（1月20日 午前）

・聞き取りした捜査員 3名（刑事一課3名）

仙台北警察署（1月20日 午後）

・聞き取りした捜査員 3名（刑事課3名）

泉警察署（1月25日 午前）

・聞き取りした捜査員 3名（刑事課1名、生活安全課1名、交通課1名）

大和警察署（1月25日 午後）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課2名）

角田警察署（1月26日 午前）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課1名、生活安全課1名）

白石警察署（1月26日 午後）

・聞き取りした捜査員 2名（刑事課2名）

* 捜査員からの聞き取り時間は、捜査員1人当たり30分から40分程度行った。

(2) 捜査員の選定方法

聞き取りを行った捜査員の選定については、事務局監査において、犯罪捜査報償費の支出実績の多い捜査員を数名選定し、監査委員の实地監査時の聞き取り対象者として署長等に伝え、監査委員の实地監査において、この捜査員の中から、業務に支障のない捜査員に対して、聞取調査を実施した。

(3) 聞取調査の聴取事項

捜査員が作成した支払精算書等の本人記載の確認、謝礼金等の受け渡し（接触）場所及び相手方の氏名・住所等について聴取したほか、その情報提供者からの情報は事件捜査に有効であったかについても併せて聴取した。

4 監査の結果

犯罪捜査報償費の支出関係証拠書類の一部が、協力者の保護、協力者と警察との信頼関係、捜査上の秘密等の理由でマスキングされていた。また、捜査員からの聞き取りで、謝礼金等を渡した捜査協力者の氏名及び接触のため利用した飲食店名などは説明を拒否された。今回の定期監査を行った範囲においては、「犯罪捜査報償費経理の手引き」に基づき処理されており、不正を疑わせるような執行はなかったものの、支出関係証拠書類の記載内容のとおり、すべて確実に執行されたということを確認するには至らなかった。